

別表六の二(二) 「連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15(連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第68条の91(特定外国子会社等に係る外国税額の控除)若しくは第68条の93の3(特定外国法人に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

- (1) この明細書を記載する場合には、その記載に先立って各連結法人ごとに別表六の二(二)付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」のうち「国外の当期利益又は当期欠損の額15」並びに「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」並びに寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものを除きます。)の記載をする必要があります。
- (2) この明細書の記載の順序は、次の①から④の順に記載します。
 - ① 「当期の連結国外所得の金額の計算」の各欄については、各連結法人の別表六の二(二)付表の右欄「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄(1に掲げる各欄)の金額の合計額をそれぞれ該当する欄に記載します。
 - ② 「交際費等の損金不算入額15」を記載し、また、寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものについて「区分」に応じた金額を記載します(これらの金額につき各連結法人に帰属する金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄に記載します。)
 - ③ 「当期の連結法人税額1」から「連結控除限度額11」までの各欄を記載します(この「連結控除限度額11」の金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の「当期の連結控除限度額2」に記載します。)
 - ④ 「当期に控除できる金額12」に各連結法人の別表六の二(二)付表の「計13」の金額の合計額を記載します。

3 添付書類

この明細書には、個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類その他規則第37条の6第1項各号(外国税額控除を受けるための書類)で定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条(みなし外国税額の控除の申告手続等)に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人に係るものはそれぞれ次によることとしてください。

- (1) 連結親法人……連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。
- (2) 連結子法人……当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

4 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）2」	当期において法第81条の3第1項（法第64条の4第1項から第3項まで（《公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算》の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》又は措置法第68条の62の2第1項及び第5項《対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。	
「当期の連結国外所得の金額の計算」のうち「各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額 13」並びに「加算」及び「減算」の各欄（「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額15」を除きます。）	連結法人ごとに記載した別表六の二(二)付表の該当する各欄を集計し、その集計した金額を記載します。	寄附金の損金不算入額など連結法人ごとではなく連結グループで損金不算入額の算出を行うものについては、「交際費等の損金不算入額15」の記載要領を参考にしてください。
「交際費等の損金不算入額15」	別表十五の二の「損金不算入額 5」の金額に同表の「支出交際費等の額の合計額 1」のうちに各連結法人の国外業務に係る交際費等の額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。	
「非課税国外所得の控除額（ $(39の②) \times \frac{5}{6}$ 又は $(39の②)$ ）（マイナスの場合は0）40」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 連結親法人事業年度が平成 26 年 4 月 1 日前に開始した連結事業年度である場合 $(39の②) \times \frac{5}{6}$ 又は $(39の②)$ (2) 連結親法人事業年度が平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する各連結事業年度である場合 $(39の②) \times \frac{5}{6}$ 又は $(39の②)$	

5 根拠条文

法81の15、令155の27～155の35、規則37の5～37の7、措置法68の91、68の93の3、措置法令39の118、39の120の7、平成23年12月改正法令附則17②、平成23年12月改正措置法令附則20